

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年7月10日（金）13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室

：本ヒアリングは、テレビ会議システムにて実施

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部

研究炉等審査部門

菅原企画調査官、細野企画調査官、来住管理官補佐、小舞管理官補佐、

田村管理官補佐、本多主任安全審査官、川末主任安全審査官、

堀内安全審査官、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 課長 他4名

大洗研究所 課長 他2名

青森研究開発センター 課長 他1名

東海本部 次長 他4名

5. 要旨：

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から令和2年5月11日に申請のあった、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の保安規定変更認可申請について、原子力機構から前回資料及び資料1、資料2に基づき、令和2年6月26日、7月3日のヒアリングにおける原子力規制庁からのコメントに対する回答があった。

(2) 原子力規制庁から、以下の点についてコメントした。

- ・ 運転時の異状のうち、火災について定めているのは非常時の措置との回答であったが、異状時、非常時について整理すること。
- ・ 管理区域退出時、除染時の表面汚染密度を下部規定に定めている場合は、保安規定との紐付けを明確にすること。
- ・ 管理区域からの廃棄物等の搬出の際に講ずべき事項について保安規定のどこに記載しているか確認すること。
- ・ 管理区域の解除において実施する事項について整理を行うこと。
- ・ 緊急事態発生時の通報の対象は、敷地内全体であることを確認すること。
- ・ 設計想定事象、BDDBA 対策については、異状時、非常時の措置に規定されているとのことであったが、異状時、非常時、設計想定事象、BDDBA 等についてそれぞれ整理を行い、適切に定められているかについて整理すること。また、施設によりばらつきがあるため、新規制基準適合性確認を踏まえつつも、いつの段階で保安規定に定めるか、原子力機構として整理をすること。
- ・ 所長及び炉主任への報告対象である、法令報告事象に準ずる重大な事象につ

いては、手引きに記載しているとのことであったが、保安規定で読めるよう整理を行うこと。

- ・ 技術情報の共有として、メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を対象とすることについて、保安規定のどこで読めるか整理すること。

(3)原子力機構より、(2)について整理、検討を行い、次回以降説明するとの回答があった。

6. 配付資料

- ・ 原子力機構からの配付資料

資料1 JAEA原科研(炉、埋設)保安規定 指摘・コメント表

資料2 JAEA青森(炉)保安規定 指摘・コメント表